

貸付農地に対する課税軽減措置の適用漏れについて

坂井市農業委員会

農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税の軽減措置について、令和7年9月30日に福井県から事務処理の徹底に関する通知を受け、過去の事例について調査したところ、次のとおり、一部の対象者に対して軽減措置が適用されていないことが判明しました。

対象となった皆様には、多大なご迷惑とご負担をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことが無いよう、再発防止に努めてまいります。

1) 対象者および税額（令和7年12月12日現在）

- ① 対象者 97名 (430筆・632,927m²)
- ② 軽減税額 1,820千円
- ③ 対象年度 平成29年度から令和7年度

※ 軽減措置の概要 平成28年4月1日以降、所有するすべての農地（10アール未満の自作地を除く）を、新たに農地中間管理機構に一括して10年以上の期間で貸し付けた場合、固定資産税を3年間（15年以上の場合は、5年間）、2分の1に軽減

2) 今後の対応について

対象者に対し、通知文書によりお詫びと説明を行うとともに、一部の対象者の方に対して、再調査を実施します。その後、令和8年1月上旬に税額更正通知書等を送付し、還付手続を開始するとともに、再度、通知文書によるお詫びと説明を行います。

3) 原因と再発防止について

- ① 主な原因 農業委員会事務局では、農地中間管理機構に貸し付けられた農地の情報をもとに、軽減措置の対象者を農地台帳と参照して抽出しているところ、次の原因等により、十分な確認ができていませんでした。
 - ア) システム等により対象者の抽出ができないため、すべての農地を手作業で確認していたことによる対象者の把握の誤りのため
 - イ) 複数の職員による確認が行われていなかったため
- ② 再発防止 再発防止を図るため、今後、次の取り組みを徹底します。
 - ア) 農地中間管理機構（担当窓口：坂井市農業振興課）との連携を強化し、貸付手続の時にチェックリストを活用し、対象者を確認
 - イ) 複数の職員による、対象者の確認
 - ウ) 農業委員会事務局と税務課による情報共有と相互確認

4) 問い合わせ先

坂井市農業委員会事務局（担当：事務局長 中田）

TEL:0776-50-3151 E-mail:nougyou@city.fukui-sakai.lg.jp